

いじめを許さないまち八王子条例第13条第2項に基づく再調査報告書に示された再発防止に向けた5つの提言の取組について

< 教員が子どもと直接向き合う時間を確保し、5つの提言についての取組を推進する >

<本資料における略称>
 「法」...いじめ防止対策推進法
 「対策委員会」...学校いじめ対策委員会
 「学運協」...学校運営協議会
 「SL」...スクールロイヤー
 「SC」...スクールカウンセラー
 「SSW」...スクールソーシャルワーカー
 「SV」...スーパーバイザー

現状
 提言内容についての現状の取組

課題
 上段：新たな課題 下段：これまでの取組の課題

今後の取組

提言1 学校いじめ対策委員会の実態調査
 ・いじめ防止対策を学校の校務の一つとする
 ・対策委員会を常設の会議とする
 ・対策委員会の議事録を備え置く
 ・議事録を市教委への報告資料とする
 ・法の求める対策委員会の実態について調査

○全学校で対策委員会を独立した常設の組織として運営するよう通知
 ○各学校におけるいじめ防止基本方針の年度改訂及び市教委への提出と学校HPへの掲載

○統一した「議事録」の書式の不在
 ○対策委員会の開催頻度、方法が学校裁量となっており、実施モデルがない

○SLに協力を依頼し、各学校の対策委員会の実態調査の実施
 ○対策委員会の実施モデルの作成と周知
 ○対策委員会の実施報告、議事録の書式作成と保存の徹底

提言2 いじめに関する教員研修の内容の見直し
 ・悉皆研修の内容を双方向的な研修とする
 ・対策委員会の主任研修会を実施する
 ・SC・SSW・SL等の専門家を講師とする校内研修を実施できるよう市教委が支援する

○いじめに関する悉皆研修をオンライン配信で実施 (R2) 新転任教員向け (R3)
 ○全学校で、いじめ防止研修を年3回以上実施 (R3)
 ○SLによる校内研修の実施 (R2・11校)

○教員研修の内容が周知を中心としたもので双方向的でない
 ○いじめ防止対策のコーディネーター役の育成が不十分
 ○専門家を講師とする校内研修の実施は一部の学校に留まる

○今回の提言を踏まえ、いじめ対策として指摘され取り組んでいくことを、オンライン配信にて全教員に悉皆研修
 ○SL、SSW、SC等の専門家を講師とし、具体的な事例に基づき検討する双方向的な校内研修の全校実施
 ○いじめ防止対策のコーディネーターの育成を目的としたSL等による研修の実施

提言3 ネット上のいじめの調査・対応のあり方の周知
 ・メディアリテラシー教育の全学年への拡大
 ・教員がSNSの知識・理解を深める
 ・ネット上のいじめの調査・対応のあり方を周知徹底する内容の研修を実施

○情報モラル教育を、全学年、各教科等の年間指導計画に位置付けて実施
 ○6年生を対象にした「メディアリテラシー教育」を全小学校で実施 (R2～)
 ○生活指導主任を対象にメディアリテラシーを取り上げた研修を実施 (R2)

○ネット上のいじめの調査・対応の検討
 ○「メディアリテラシー教育」の対象は6年生のみ
 ○発達段階を踏まえたカリキュラム開発
 ○悉皆研修におけるネット上のいじめ対応についての研修の未実施

○上記オンライン悉皆研修でネット上のいじめ対応を盛り込む
 ○LINEみらい財団提供教材の複数学年での実施
 ○「Google社のパートナー自治体プログラム」参加によるインターネットリテラシー教育のカリキュラム共同開発 (パートナー自治体プログラム参加以降)
 ○児童・生徒用学習用端末のネット利用状況管理体制の強化
 ○児童・生徒用学習用端末への自殺対策のための「i-FILTER 子ども見守りシステム」の導入

提言4 長期不登校の生徒についての原因調査
 ・不登校が30日以上継続する児童・生徒全員に対しては例外なく、SC又はSSW等の専門家が関与し、「個人カード」に基づき、当該ケースの検討・検証を行う

○出欠状況の把握等を行う「個票システム」の改善 (不登校の背景にいじめの有無を確認する自動メッセージ追加)
 ○登校支援チームによる実態把握とSCやSSWの個別のケース会議への参加
 ○SSWを6名から10名へ増員 (R2)
 ○気になる児童・生徒の状況把握の実施

○1000人を超える不登校児童・生徒 (R元年度以降)の全てのケースに例外なく専門家が関与する時間的・物理的制約
 ○ケース会議の実施、参加者については、各学校の裁量
 ○「気になる児童・生徒の状況把握」等の情報共有の方法が非効率的

○不登校全ケースについて、SSWやSC等の専門家が関与 (全ケース会議への参加、児童・生徒理解や支援のための「個人カード」共有)
 ○臨時的・緊急的に実施するケース会議についてSSWやSC等がオンラインで参加できる環境整備
 ○「気になる児童・生徒の状況把握」(相談できる大人の調査含む)と「個票システム」を学校と市教委がよりリアルタイムに確認できる仕組み作りと活用方法についての周知

提言5 SC・SSW・SLの配置及び連携の強化等
 ・SCの勤務日数を増やし対策委員会への出席や家庭訪問に対応する
 ・SSWを学校駐在とし対策委員会に出席する
 ・SCとSSWの役割や権限を各学校に周知する
 ・不登校児童・生徒について学運協で協議
 ・各地域の実情に即した学校対応を図る

○SCは各学校に1名を年38日勤務で配置 (※11校は年76日勤務の追加配置)
 ○SSWは高尾山学園を拠点に10名配置 (R2～)
 ○SLは市が3名配置 (R2～)
 ○学校心理士SV5名配置 (R2～)

○教員のSCとSSWの役割等の理解が不十分
 ○地域の実情に合わせた不登校対策についての検討
 ○「相談できる大人」の確保
 ○SCの職務は市独自で設定不可
 ○SC、SSWの人員不足
 ○学運協での情報共有が学校裁量

○SC・SSWの役割、活用方法を上記オンライン悉皆研修において周知
 ○「個人カード」等に基づく不登校等児童・生徒の情報を各学校が学校運営協議会に報告
 ○市独自の相談員配置と家庭訪問への対応 (都のSC追加配置基準である267名以上の学校に配置 ※R2は74校 (うち10校は都SC追加配置対象)
 ○SSWの増員 (中学校区に1名担当者を配置 ※「第3期教育振興基本計画(国)」の目標)

教員が子どもと直接向き合う時間の確保

○児童・生徒の様子を記録し、対応を検討・共有する時間の不足
 ○私費会計の取扱い、登下校指導
 ○部活動指導、家庭福祉的課題への対応
 ○学校行事の運営負担

○いじめ対応のための時間の確保 (年間35時間)
 ○教員が現金を取り扱わないための私費会計の簡素化・効率化
 ○登下校等の見守り・部活動への地域人材の活用による支援の強化
 ○いじめ対応を指導・助言する副校長補佐のための人材の配置
 ○SSWの増員 (中学校区の地域に見られる傾向を踏まえた家庭福祉の対応強化)
 ○いじめ対策担当教員への軽減措置
 ○地域住民や保護者の運営による、学校行事の地域共同開催化